

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当り、
翌日か、その翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）

保安林の指定の解除予定（六件）（造林課）

森林病虫害等防除法による松くい虫の駆除命令（〃）

松くい虫被害対策特別措置法による特別伐倒駆除命令（〃）

土地収用法による事業の認定（管理課）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

◇ 公安告示 遊技機の型式の認定（防犯少年課）

告 示

鳥取県告示第四百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に

に基づき、新開川土地改良区の定款の変更を昭和六十二年五月六日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字山東大河原一〇五四の一〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第四百七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十二年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字陸上字平磯一八五六の五（国有林。次の図に示す部
分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び岩美町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第四百八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十二年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市蔵内字奥小いろ谷三二二の二八から三二二の三一まで

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第四百九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十二年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡西伯町大字東上字奥山一八八五の一二・一八八五の一三・一八
八五の一六・一八八五の三一（以上四筆について次の図に示す部分に限
る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字炭原八四四の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び赤碓町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字片柴字空田一〇六・一〇七・字熊谷二三一の二・字山ノ神三二三(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第四百十二号

森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)第五条第一項の規定に基づき、同法第三条第一項第一号に掲げる命令をするので、同法第五条第二項において準用する同法第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

昭和六十二年五月二十日から同月三十日まで

二 森林病虫害等の種類

松くい虫

三 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤の散布若しくは薬剤によるくん蒸を行い、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

四 その他必要な事項

- 1 三に掲げる措置について薬剤を使用する場合は、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 三に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る樹木の所在する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第四百十三号

松くい虫被害対策特別措置法（昭和五十二年法律第十八号）第四条の四

第一項の規定に基づき、特別伐倒駆除の命令をするので、同条第二項において準用する森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）第三条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十二年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 区域及び期間

1 区域

県下全域

2 期間

昭和六十二年五月二十日から同月三十日まで

二 行うべき措置の内容

松くい虫の付着している松の樹木の存する松林を所有し、又は管理する者は、当該松の樹木を伐倒して、その破砕又は焼却（炭化を含む。）を行うこと。

三 その他必要な事項

- 1 二に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- 2 二に掲げる措置については、破砕を行う場合においても、枝条は焼却すること。破砕については、破砕後の木片の厚さが六ミリメートル（木材チップパーにより破砕する場合にあつては、十五ミリメートル）以下となること。

3 二に掲げる措置を行った場合において、損失補償を受けようとするときは、別に定める申請書を、速やかに、当該措置に係る松林の所在

する地域を管轄する地方農林振興局の長に提出すること。

鳥取県告示第四百十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき
事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり
告示する。

昭和六十二年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

中山町

二 事業の種類

中山町役場駐車場増設事業

三 起業地

1 収用の部分 西伯郡中山町下甲字円明田地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

中山町役場

鳥取県告示第四百十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十二年五月十二日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十二年二月十六日 鳥取県指令受米土維第七十七号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市陰田町

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥根県安来市吉佐町一〇五二一一〇

鳥根フード株式会社

代表取締役 東 平八郎

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三十四号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に
関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の
規格に適合していると認めためたので、遊技機の認定及び型式の検定等に關す
る規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定によ
り告示する。

昭和六十二年五月十二日

鳥取県公安委員会委員長 八 村 信 三

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ばちんこ遊技機 	カイザー七β	奥村遊機株式会社
	カイザー七γ	
	ホープさんII	
	ミルキーウエイII	株式会社三洋物産
	ニューパニック	
	バスケットI	
	クラシックカー	マルホン工業株式会社
	リムジン	
	リカバリー	
	ピエール	株式会社ソフィア
	ミスターラージP1-2	
	デジタルボーイ	
	ウエスタンファーム	豊丸産業株式会社
ビッグドンP九		
ビッグセバート二		
ベルーガ	京楽産業株式会社	
ファイバーゴールドI		
クイガーXX	大東音響株式会社	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む)】